

返済にお困りの方はご検討ください！

緊急経営資金を対象とする

特別な借換融資

緊急経営資金（特別借換）

8月1日から変更 上限引き上げ：2,000万円→3,000万円
要件緩和：3%以上減少→少しでも減少

申請期限

令和9年3月31日

融資実行（融資額・返済期間・据置回数・利率等）には、
取扱金融機関及び東京信用保証協会の審査があります。

融資限度額

3,000万円

利子補給
5年
以内

Point
1

最長12か月の返済猶予

▶ これまでの借換融資は、借りたらすぐに元金返済スタート

Point
2

元金を返済していなくても借換可

▶ これまでの借換えは、元金を6回以上返済した融資が対象

Point
3

信用保証料を全額補助

※対象融資の返済に伴う、信用保証協会からの保証料返戻分との差額を補助

▶ これまでの借換融資は、信用保証料の差額補助を未実施

詳しくは裏面へ

融資あっせん申込窓口・問い合わせ先

産業経済部 企業経営支援課 相談・融資係

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 南館4階

TEL 03-3880-5486 FAX 03-3880-5605

E-mail kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp

年末年始を除く平日 / 午前9時～午後5時※原則予約不要



緊急経営資金（特別借換）概要

借換え対象	緊急経営資金（ 借換資金を除く 。同一金融機関かつ同一支店であること）
融資限度額	3,000 万円（他の緊急経営資金残高とあわせて 3,000 万円を超えない範囲）
利子補給（区の補助）	補給率：貸付利率の 2/3（上限 1.9%） 期間：最長 5 年
信用保証料補助（区の補助）	全額補助（現在ご利用中の融資返済に伴い、信用保証協会から保証料の一部が返戻されるため、その返戻分を差し引いた額を補助）
返済期間	10 年以内（ 金融機関所定 。据置期間最長 12 か月を含む）

対象事業者 以下の要件を全て満たす中小企業者

- 1 足立区融資あっせん制度の緊急経営資金の対象要件を満たし、現在その資金（借換資金を除く）を利用中（据置期間を含む）であること
- 2 次のいずれかに該当していること
 - ア セーフティネット 5 号を取得していること
 - イ **最近1か月の売上高**が、前年同月^{※1}比で **1 円以上**減少していること、かつ最近 1 か月とその後 2 か月を含む売上高の見込みが、前年同期間^{※1}比で **少しでも**減少することが見込まれること
 - ウ **最近1か月の売上総利益率**が、前年同月^{※1}、直近決算のいずれかの売上総利益率と比較して **少しでも**減少していること、又は **直近決算の売上総利益率**が、直近決算前期（もしくは前々期）の売上総利益率と比較して **少しでも**減少していること
 - エ **最近1か月の売上高営業利益率**が、前年同月^{※1}、直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して **少しでも**減少していること、又は **直近決算の売上高営業利益率**が、直近決算前期（もしくは前々期）の売上高営業利益率と比較して **少しでも**減少していること

※1 前年同月比較を原則とするが、原油価格・物価高騰の影響が長く続いていることを考慮し、令和 3 年 2 月以降の同月比較も可とする。

- 3 **SWOT分析・事業性評価シート**（金融機関が伴走支援を目的として作成する）を提出できること

必要書類

個人の場合	法人の場合
☐ 足立区中小企業融資申込書（要実印） 区所定の様式。企業経営支援課窓口にてご用意あり	☐ 足立区中小企業融資申込書（要実印） 区所定の様式。企業経営支援課窓口にてご用意あり
☐ 区民税を納付したことが確認できるもの 当該年度における納期到来分の区民税領収書、引落口座の通帳原本、納税証明書原本のうちいずれか一つ（区民税非課税の方は課税証明書原本）	☐ 直近の確定申告分の法人住民税納税証明書原本 予定納税分含め、納付全額が確認できる場合は領収書でも可
☐ 直近の確定申告書の控 e-Tax（電子申告）により申告している場合は「受信通知」「メール詳細」	☐ 直近の確定申告書の控 e-Tax（電子申告）により申告している場合は「受信通知」「メール詳細」
☐ 住民票原本（最近 3 か月以内に発行されたもので本籍およびマイナンバーの記載がないもの）	☐ 履歴事項全部証明書原本（最近 3 か月以内に発行されたもの）
☐ 次のいずれかの書類 ア セーフティネット 5 号認定書 イ 売上高申告書 ^{※2} （月別試算表・決算書等、売上減少が分かる書類を添付） ウ 利益率申告書 ^{※2} （月別試算表・決算書等、売上総利益率又は売上高営業利益率の減少が分かる書類を添付）	☐ 次のいずれかの書類 ア セーフティネット 5 号認定書 イ 売上高申告書 ^{※2} （月別試算表・決算書等、売上減少が分かる書類を添付） ウ 利益率申告書 ^{※2} （月別試算表・決算書等、売上総利益率又は売上高営業利益率の減少が分かる書類を添付）
☐ SWOT分析・事業性評価シート ^{※2} 金融機関支店長の承認印が必要	☐ SWOT分析・事業性評価シート ^{※2} 金融機関支店長の承認印が必要
☐ 委任状（金融機関が代理で申し込む場合）	☐ 委任状（金融機関が代理で申し込む場合）

※2 売上高申告書、利益率申告書、SWOT分析・事業性評価シートの様式は、区のホームページから⇒ダウンロードできます。

手続きの流れ（イメージ図）

